

別表1 委員会設置対象サービス

サービス区分
(介護予防) 短期入所生活介護 (介護予防) 短期入所療養介護 (介護予防) 特定施設入居者生活介護 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護) 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院

別表2 「ケアプランデータ連携システム利用開始」対象サービス

サービス区分
訪問介護 (介護予防) 訪問入浴介護 (介護予防) 訪問看護 (介護予防) 訪問リハビリテーション 通所介護 (介護予防) 通所リハビリテーション (介護予防) 福祉用具貸与 (介護予防) 居宅療養管理指導 (介護予防) 短期入所生活介護 (介護予防) 短期入所療養介護 (老健、病院等、医療院) 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (介護予防) 認知症対応型通所介護 地域密着型通所介護 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 特定施設入居者生活介護 (短期利用) 地域密着型特定施設入居者生活介護 (短期利用) 認知症対応型共同生活介護 (短期利用) 居宅介護支援 介護予防小規模多機能型居宅介護 (短期利用) 介護予防認知症対応型共同生活介護 (短期利用) 介護予防支援 訪問型サービス (みなし)、(独自)、(独自/定率)、(独自/定額) 通所型サービス (みなし)、(独自)、(独自/定率)、(独自/定額)

別表3

1 区分	2 対象機器等	3 補助率	4 基準額
介護テクノロジー等	第3条(1)アで示す機器等のうち「移乗支援(装着型・非装着型)」「入浴支援」に該当する機器又は同条(1)イで示す機器	3/4	1 機器につき 100 万円
	第3条(1)アで示す機器等のうち「介護業務支援」に該当する「介護ソフト」		別表4による
	第3条(1)アで示す機器等のうち上記以外のもの		1 機器につき 30 万円
介護テクノロジーのパッケージ型導入(機器等の合計経費)	500 万円		
導入支援と一体的に行う業務改善支援			45 万円

※第3条(1)イ「その他」と認められる例：

- ・ 移乗や移動を支援する機器であり重点分野に該当しない機器（床走行式リフト等）
- ・ 介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器（一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車や配膳ロボット等）
- ・ 生産性向上に資する福祉用具（例えば訪問介護事業所で使用するスライディングボード等）
- ・ 職員間の情報共有や職員の移動負担の軽減など効果的・効率的なコミュニケーションを図るための機器（インカム等）
- ・ バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等）
- ・ バイタル測定が可能なウェアラブル端末 等

別表 4

職員数に応じて必要なライセンス数変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約の場合は第 1 欄に定める区分ごとに第 2 欄に示す基準額、それ以外の方式の契約の場合は一律 250 万円を基準額とする。

なお、訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所(介護予防も含む。)であって、令和 7 年度中に「ケアプランデータ連携システム」により 5 事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に 5 万円を加算することとする。

1 職員数 (申請時点)	2 基準額
1 名以上 10 名以下	100 万円
11 名以上 20 名以下	150 万円
21 名以上 30 名以下	200 万円
31 名以上	250 万円

- ※ 1 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけではなく、ICT の活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。
- ※ 2 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数(「指定居宅サービス等の事業の人員、設備、及び運営に関する基準」(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号)第 2 条第 8 号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。)とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員(訪問看護員、居宅介護支援専門員等)及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数(常勤・非常勤の別は問わない。)としても差し支えない。

【留意事項】

- ※ 1 第 3 条(1)、(2)の機器等の導入について、同一年度内に複数の機種を同一の目的のために使用する場合、複数の機種への補助は認めない(補助対象とするのは 1 機種限りとする)。
- ※ 2 補助対象となる機器等は販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあるものに限ることとし、開発に要する経費は補助対象外とする。
- ※ 3 「福祉用具情報システム」(以下「TAIS」という。)で介護テクノロジーとして選定された機器は、原則として補助対象となります。

掲載先：<https://www.techno-tais.jp/ServiceWelfareGoodsList.php>

⇒「介護テクノロジーのカテゴリーから探す」

TAIS に公表されていない機器等であっても、対象になる機器があります。県又はいしかわ介護業務改善相談支援センターに相談してください。

- ※ 4 第 3 条(1)アの機器等の導入に付帯して導入する場合の基準額は、主となる機器と付帯して必要となる経費を合計して以下のとおり算出する。
 - ア 主となる機器が介護ソフトの場合は、別表 4 に定める基準額
 - イ 主となる機器が介護ソフト以外の場合は、別表 3 に定める 1 台当たりの基準額に導入台数を乗じた金額

【機器等の導入に付帯して必要となる経費の例】

- ・介護テクノロジーを利用するための Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費(配線工事(Wi-Fi

環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等)

・介護テクノロジーの利用にともなって導入する PC、タブレット端末 等

※5 補助額のうち、第3条(1)又は(2)で示す機器等と一体的に使用するための情報端末(PC、タブレット端末)について、1台あたりの補助額は10万円以内とする。

※6 介護事業所等の業務効率化やサービスの質の向上の観点から、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に本事業で導入したタブレットを利用すること等は差し支えない。

※7 介護ソフトについては、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務(事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。)、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること(転記等の業務が発生しないものであること)とする。

なお、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、システム更新の際の移行を迅速に行えるように、介護記録等のデータについては、CSVファイル、JSONファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい。機能の詳細は、メーカーが提供するカタログ等の他、別途厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」を参考にする。

※8 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が導入する介護ソフトについては、国民健康保険中央会が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、①「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じたCSVファイルの出力・取込機能を有していること、②公益社団法人国民健康保険中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。なお、いずれの情報にもない製品の場合は、当該ベンダーに対し、厚生労働省の調査への回答を促すものとする。

・ケアプランデータ連携標準仕様ベンダーテスト HP

(掲載先：<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/>)

・厚生労働省 介護ソフトの機能調査 HP

(掲載先：https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/kaigo_kinou)

※9 厚生労働省が発行する以下の資料を参考に業務改善に取り組み、業務改善計画を作成すること(第4条(6)関係)。

・ア「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>

・イ「介護サービス事業所における ICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001276275.pdf>

・ウ「介護ソフトを選定・導入する際のポイント集」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001124428.pdf>

・エ「介護ロボット等のパッケージ導入モデル」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001491513.pdf>

・オ「介護現場で活用されるテクノロジー便覧」

https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/r05_105_02jigyohokokusho.pdf

※10 補助を受けた事業所は、厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。(厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。)